

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3126号)

令和6年10月8日

横情審答申第3126号

令和6年10月8日

横浜市人事委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年4月11日人任第19号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の採点後の論文解答用紙 全2件」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の採点後の論文解答用紙 全2件」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年12月10日付で行った「令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考 事務C区分 特定受験番号の採点後の論文解答用紙 全2件」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

採点後の論文解答及び「採点欄」の内容が明らかになると、論文の採点に当たり、採点者が着目したポイントや評価内容が推察され、その結果、事前に受験者がそれらに対応した論文対策を行うことで、受験者の本来の能力、適性、資質等を採点者が適切に評価することを妨げることになる。また、開示することにより、着目したポイントや評価内容を把握した上で選考対策を講じている受験者と、把握していない受験者間の公平性が確保されなくなり、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号エに該当し、非開示とした。

なお、審査請求人が自分自身の解答を知ることが希望するのであれば、採点前の作文試験答案用紙として当該文書の保存期間中に個人情報本人開示請求をすれば開示に応じることができたものである。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 採点後の解答用紙の一部開示ではなく、自身の解答部分のみの開示を求めようとする。
- (2) 本来の請求は、「作文試験答案用紙」であったが、実施機関からの連絡を受け、「採点後の作文試験答案用紙」と修正を承認したが、実際に手元に届いたものは、ほぼ全てが黒塗りされたものであり、自分自身の解答を知ることができなかった。
- (3) 最低限想定していたものは、自分自身が解答したものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考に係る事務について

人事委員会事務局調査任用部任用課では、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）第19条第1項第3号に基づき、障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考を実施している。

当該選考では、第一次選考で教養、第二次選考で作文又は論文及び面接を科目として、選考を実施している。第一次選考の合否は、横浜市職員採用案内ウェブサイトに掲載する掲示、第一次選考の受験者に送付する第二次選考通知書又は結果通知書にて通知している。第二次選考の合否は同ウェブサイトに掲載する掲示及び第二次選考の受験者に対する結果通知書で通知している。

- (3) 本件保有個人情報について

本件では、令和3年11月26日付個人情報本人開示請求書の「本人開示請求に係る保有個人情報」の記載のうち、「②作文試験答案用紙」を「②採点後の論文試験答案用紙」とする補正が、同年12月7日になされている。

そのため、本件保有個人情報は、令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の事務C区分における特定受験番号の採点後の論文解答用紙全2件となる。

当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、それぞれの旧条例第22条第7号エ該当性について判断する。

- (4) 旧条例第22条第7号エ該当性について

ア 旧条例第22条第7号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれ・・・があるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

「人事管理に係る事務」とは、任用、分限・懲戒、服務等職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務をいい、採用に係る事務も含まれると解される。

イ 採点後の論文解答及び採点欄には、採点者の書き込み、論文試験の採点結果等が記録されている。

これらが開示されると、採点者の書き込みの内容からだけでなく、その有無からも、論文の採点に当たり採点者が着目したポイントや評価内容が推察され、それらを意識した受験者の論文対策等により、受験者の能力、適性及び資質等に関する的確な事実の検証、把握が困難となり、公正・公平な採用選考の機能が損なわれるおそれがある。

また、審査請求人は自分自身の解答については、最低限開示されるべきであると主張するが、答案の採点が完了した後においては、受験者の解答と採点者の書き込みは不可分となっており、解答者の解答のみを切り離して開示することは技術的に不可能である。

したがって、論文解答及び採点欄を開示することにより、公正・公平な採用選考の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は本号エに該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を旧条例第22条第7号エに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年4月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年8月13日 (第33回第四部会)	・審議
令和6年9月2日 (第34回第四部会)	・審議